

「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）に対する意見及び金融庁の考え方

平成 30 年 7 月 6 日 日本貸金業協会

No.	対象条項	当協会の意見	金融庁の考え方
1	全般	<p>金融庁から委任を受けた財務局から、検査・監督を受ける貸金業者に対する検査・監督について、現行からの変更点を教えていただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>金融庁としての金融検査・監督全体の基本的な考え方と進め方については認識できるものの、財務局から検査を受ける貸金業者の検査・監督がどのように変わるのかを認識しておきたいため。</p>	<p>・御指摘の点については、別紙 1【9 - c】に記載しておりますのでご覧ください。</p> <p>・なお、主に財務局の担当している業者に対する検査・監督につきましても、本基本方針に沿った形で進めていきます。</p> <p>（パブリックコメント別紙 2・233）</p>
2	全般	<p>近年の検査は態勢に関する調査が中心となっているところ、貸金業と前払式支払手段発行業を行っている事業者については、態勢についての検査を重複して受けていることになる。</p> <p>個々の法令独自の部分と、一般的なコンプライアンス態勢の部分を取り分けて、事業者にとって重複感がないような工夫をしていただきたい。</p> <p>さらに、他の省庁における検査も態勢に関する調査が中心となっているところ、包括信用購入あっせん業と貸金業を行っている事業者については、態勢についての検査を経済産業省（経済産業局）と金融庁（財務局）から重複して受けていることになる。</p> <p>個々の法令独自の部分と、一般的なコンプライアンス態勢の部分を取り分け、さらに省庁の垣根を超えた調整をして、事業者にとって重複感がないような工夫をしていただきたい。</p>	<p>・御指摘の点については、別紙 1 に記載しておりますので、【11 - a】をご覧ください。</p> <p>（パブリックコメント別紙 2・256）</p>

【参考】 パブリックコメント 別紙 1 （抜粋）

9 . 当局の組織・人材・情報インフラ

(c) 財務局における検査・監督についても本基本方針に沿ったものとなるのか。
意見番号231～235

財務局における検査・監督についても本基本方針に沿って対応していきます。
なお、本基本方針案について財務局職員とも対話会を実施しており、新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方が、金融庁のみならず財務局職員にも十分に理解され、実際の検査・監督の場において一貫して実現するよう取り組みます。

1 1 . 外部機関との連携

(a) 日本銀行等、外部機関とよく連携してもらいたい。
意見番号226, 236～239, 253～256

現行においても、日本銀行との間では様々な分野・レベルでの連携を行っています。金融庁の検査・監督も日本銀行の考査もそれぞれの目的に基づいて行っていますが、金融システムの安定の確保という点では共通しており、引き続き連携を進めていきます。

世界の中央銀行間の議論、金融市場や経済についての分析、考査、金融システム・レポートの作成等を通じて得られた日本銀行の知見を、金融庁の検査・監督にも活かし、また、日本銀行に有益と考えられる金融庁の知見も提供していきます。今後も、金融機関の事務負担の観点も踏まえ、情報インフラ面を含め共同作業の可能性を模索していきます。

加えて、検査・監督を実施していくにあたっては、引き続き他省庁との連携も図っていきます。